## 指定介護予防短期入所生活介護事業所 パインスクエア 運営管理規程

### 第1章 事業所の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、居宅において、身体または精神的に著しい障害があるため、常時介護が必要な高齢者が、一時的に家族等の介護が受けられない状態におかれた時、当施設を利用していただくことにより、利用者個々の能力に応じた介護サービスを提供し、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。また同時に、利用者のご家族様等の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (運営方針)

- 第2条 事業所において提供するサービスは、老人福祉法、介護保険法並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(以下、2基準を合わせて「居宅サービス等基準」という。)に基づいたものとする。
  - 2 利用者の人格を尊重し、個々に「短期入所生活介護予防サービス計画」または「介 護予防短期入所生活介護サービス計画」(以下、「短期入所生活介護予防サービス 計画等」という)を作成し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - 3 利用者及びその御家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやす く説明するものとする。
  - 4 提供したサービスについて、常にその質の管理及び評価の検証を行うものとする。
  - 5 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画 に沿った「短期入所生活介護予防サービス等」を提供するものとする。

### 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第3条 事業所は下記のように職員を配置するものとする。(特養と重複部分を含む)

(1) 管理者 1名

(2) 医師(嘱託医) 1名以上(非常勤)

(3)介護支援専門員
(4)生活相談員
(5)介護職員
(6)看護職員
1名以上
2名以上

- (7)機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
- (9) 事務員 1名以上
- (10) 管理宿直員 2名以上
- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。また、 前項第(3)号に規定する介護支援専門員にあっては、利用者のサービス提供に 支障が無い場合は、同項各号に規定の他の業務に従事することができる。

### (職務)

- 第4条 職員は、事業所の設置目的を達成するために必要な職務を行う。詳細は、別紙職 務分掌表によるものとする。
  - (1) 管理者は、施設の業務を統括するとともに、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法及び介護保険法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
  - (2) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
  - (3) 生活相談員は、お客様の生活相談、面接、身上調査並びに利用者へのサービス提供及び実施に関することに従事する。また、常に居宅介護支援事業者との連携を図り「短期入所生活介護予防サービス計画等」につなげる。
  - (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
  - (5) 看護職員は、利用者の診療の補助、看護及び保健衛生管理に従事する。
  - (6) 栄養士又は管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の 指導等、栄養指導を含む給食業務全般に従事する。
  - (7)介護支援専門員は、管理者の指示により「短期入所生活介護予防サービス 計画書等」を作成し、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用 者の満足度を確保する。
  - (8) 事務員は、庶務、会計業務に従事する。
  - (9) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなくてはならない。
  - 2 職員は、法人及び施設の定める指針、規程、マニュアル等を遵守することとする。

# 第3章 利用定員

(定員)

- 第5条 短期入所生活介護予防サービス等の利用定員を以下の様に定める。
  - 2 空床利用型として本体施設の空床の範囲内で受け入れることができる。
    - 第4章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(短期入所生活介護予防サービス計画等)

- 第6条 短期入所生活介護サービス等の提供を開始するには、利用者の心身の状況、希望 及びその居宅において置かれている状況並びにご家族様等介護者の状況を充分把 握し、個別に「短期入所生活介護予防サービス計画等」を作成する。また、既に 居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合は、そ の内容に沿った「短期入所生活介護予防サービス計画等」を作成する。
  - 2 「短期入所生活介護予防サービス計画等」の作成、変更の際には、利用者または ご家族様に対し当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。
  - 3 利用者に対し、「短期入所生活介護予防サービス計画等」に基づいて各種のサービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供)

- 第7条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者またはご家族様に対し、「短期 入所生活サービス計画等」に基づきサービス提供上必要な事項について、理解 しやすいように説明を行わなければならない。また、「短期入所生活介護予防サ ービス計画等」を基本としてサービスを提供するものとする。
  - 2 (1) 日常生活動作能力に応じた介護
    - ア 排泄の介助
    - イ 移動の介助
    - ウ 食事の介助
    - エ 必要な身体の介助
    - オ 入浴の介助
    - カ 養護
    - (2) 健康状態の確認
    - (3) 機能訓練サービス
      - ア 日常生活活動動作に関する訓練
      - イ レクリエーション
      - ウ 行事活動
      - 工 体操
      - 才 趣味活動
    - (4) 送迎サービス
      - 通常の送迎サービス実施区域は赤磐市内とする。なお、近隣地域は相談に応じる。
- (5) 利用者及びご家族様の日常生活における介護等に関する相談及び助言 (サービス提供の記録と連携)
- 第8条 事業所は、「短期入所生活介護予防サービス計画等」に沿ってサービスを提供した

場合には、その提供日及び内容、当該サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

#### (利用料)

- 第9条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 提供したサービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、施設に支払われる 短期入所施設介護予防サービス費等を控除した額の支払いを利用者から受けるも のとする。
  - 2 前項に定めるもののほか、日常生活を送る上での利用料の額は、別紙添付の通り とする。
  - 3 前2項のサービスを提供する場合には、事前に「お客様」またはご家族様に対し 必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明し、利用者の同意を得 た上で文書に署名捺印を得るものとする。
  - 4 利用者は、利用期間中の利用料を、利用終了後、施設に直接支払うものとする。
  - 5 算定基礎となる費用の変更等の事情により、利用料等に変更が生じた場合は、事前に利用者またはご家族様に対して必要な資料を提示し、費用の内容を説明した後に利用者の同意を得るものとする。

### 第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の地域)

第10条 通常の送迎地域は赤磐市内とし、近隣地域は相談に応じる。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項及び職員の義務

(共同生活の尊重)

第 11 条 利用者は、健康と生活安定のため、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める ものとする。

(衛生保持)

- 第 12 条 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また事業所に協力するものとする。
  - 2 管理者、看護職員及びその他の職員は、次の各号の実施に努めなければならない。
    - (1) 衛生知識の普及、伝達及び感染症の感染防止
    - (2) 利用者の使用する食器その他の設備、または飲用する水についての衛生的な管理、または衛生上必要な措置を講ずること。

(事業内での禁止行為)

第13条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (5) 故意または無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、またはこれらを 事業所以外に持ち出すこと

### (個人情報の保護)

- 第14条 職員は業務上知り得た「お客様」またはご家族様の秘密を保持しなくてはならない。また、個人情報保護法に関する事項は別紙に定めるものとする。
  - 2 職員でなくなった後もこれらの個人情報については秘密を保持するものとする。

## 第7章 緊急時等における対応方法

### (緊急時の対応)

- 第15条 身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、 昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることがで きる。
  - 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに 適切な対応を行うものとする。
  - 3 利用者が予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、主治医に連絡、判断の 後、協力医療機関に連絡するとともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行 い救急車対応等、適切な措置を講ずるものとする。
  - 4 利用者が短期入所生活介護予防サービス等の利用中に、体調不良等でサービス 提供が困難となった場合は、速やかにご家族様、主治医等に連絡するなど、必要な措置を講ずるものとする。

# 第8章 非常災害対策

### (災害、非常時への対応)

- 第 16 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等災害非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
  - 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防 計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び夜間、昼間 を想定した避難訓練、防災訓練を原則として少なくとも年2回以上実施するもの とする。

- 3 利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール 等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報 される装置となっている。また、居室全てにスプリンクラー装置が設置されてい る。
- 5 施設は、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として避難確保計画(洪水時・土砂災害)を作成し、訓練及び研修を定期的に実施する。
- 6 施設は、感染症及び非常災害の発生に際し、サービス事業の継続、早期復旧を行 うため、事業継続計画(BCP)を作成し、訓練及び研修を定期的に実施する。

# 第9章 虐待防止の他のための措置に関する事項

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第17条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
  - 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - 3 虐待防止のための指針を整備する。
  - 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - 5 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者は職員の中から指名する。

### 第10章 その他の運営についての重要事項

(身体的拘束及びその他行動制限)

- 第18条 「お客様」の生命または身体を緊急に保護するためやむを得ない場合は「お客様」 及び身元引き受け者(ご家族様等)に面接し説明した後、同意を得て、必要最 小限度の身体的拘束、または利用者の行動を一部制限することが一時的にでき るものとする。
  - 2 身体的拘束その他行動制限の可否及びその具体的な内容については、別に定める身体的拘束適正化検討委員会でその都度、緊急性、拘束内容及び期間、目的、 理由等を十分審議した上で決定するものとする。
  - 3 身体的拘束その他行動制限を行う場合は、その時の使用者の状態、時間及び期間、理由等を記録しておくものとする。

(利用資格等)

第19条 利用資格は、要介護度認定で要支援以上の要介護者と認定され、利用を希望 する方であって、利用料負担可能な利用者とする。 (内容の手続きの説明及び同意、契約)

第20条 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びご家族様に対し、運営管理規程、 重要事項説明書、契約書を交付して、説明を行い、利用申込者の同意を得た上で 契約書を締結するものとする。

### (苦情解決)

- 第21条 苦情解決については、別に定める「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」に 基づき、次のとおり対応する。
  - (1) 苦情受付担当者は、職員の中から苦情解決責任者が任命する。
  - (2) 苦情解決責任者は管理者とする。
  - (3) 第三者委員は、法人設置の委員をもってこれに充てる。
  - (4) その他詳細は「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」による。利用 者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。

### (損害賠償)

第22条 事業所は利用者に対する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介 護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速や かに損害賠償を行うものとする。

### 第11章 雑則

(委任)

第23条 事業所の運営にあたってはこの規程に定める他、特別養護老人ホーム パインス クエア運営管理規程に準じて行うものとする。

(改正)

第24条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人江原恵明会理事会の議決を経るものとする。

#### 附則

- この規程は平成17年10月1日より施行する。
- この規程は平成18年4月1日より一部改正する。
- この規程は平成20年8月1日より一部改正する。
- この規程は平成21年4月1日より一部改正する。
- この規程は平成23年4月1日より一部改正する。
- この規程は平成23年12月1日より一部改正する。
- この規程は平成27年12月1日より一部改正する。
- この規程は令和4年4月1日より一部改正する。